

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の施行に合わせた関連規則の改正について

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の施行に合わせ、関係規則を改正する必要があるため規定整備を行う。

2 改正内容

懲役及び禁錮が廃止され、これらに変えて拘禁刑が創設されたことに伴い、これまで規則内にて使用していた文言の修正を図る。

3 対象規則

- ・豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則（庶務課）
- ・幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（指導課）
- ・幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（指導課）

4 改正条文

- ・豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則
第 10 条（欠格事項）・・・別紙「参考 1」参照
- ・幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
第 29 条第 3 項第 1 号（リフレッシュ休暇）・・・別紙「参考 2」参照
- ・幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
別記第 3 号様式(第 9 条関係)（一時差止処分の手続等）・・・別紙「参考 3」参照

5 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日